

令和7年度 公立学校共済組合掛金負担金率一覧表

(単位：千分率)

		一般組合員 特別職組合	短期 組合員	船員一般 組合員	船員短期 組合員	組合役職員	公立大学 法人	職員団体 専従	後期高齢者	任意継続 組合員	【関連条文等】
短期	掛金	46.60	46.60	45.08	45.08	46.60	46.60	46.60	3.78	93.20	定28条1項
	負担金	46.60	46.60	48.12	48.12	46.60	46.60	46.60	3.78	—	定28の2 定28の3
	育休・介護 公的負担	1.32	1.32	1.32	1.32	—	—	※2 (県) 1.32	※3 1.32	—	法113条4項1号、1号 の2 令29条、告示
福祉	掛金	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	—	定28条1項
	負担金	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	—	
短期 合計	掛金	48.01	48.01	46.49	46.49	48.01	48.01	48.01	5.19	93.20	
	負担金	49.33	49.33	50.85	50.85	48.01	48.01	48.01 (県) 1.32	6.51	—	
介護	掛金	8.04	8.04	8.04	8.04	8.04	8.04	8.04	—	16.08	定28条1項
	負担金	8.04	8.04	8.04	8.04	8.04	8.04	8.04	—	—	定28の2
厚生 年金 保険	保険料※1 (負担金分含む)	183.00	—	183.00	—	183.00	183.00	183.00	—	—	厚年法81条4項 (H30.9～)
	基礎年金 公的負担	41.5	—	41.5	—	—	41.5	※2 (県) 41.50	—	—	法113条4項2号 令29条の2、告示
退職 等 年金	掛金	7.5	—	7.5	—	7.5	7.5	7.5	※4 7.5	—	連定20別表5
	負担金	7.5	—	7.5	—	7.5	7.5	7.5	※4 7.5	—	R5.12.25地共連年 第373号
経過 的 長期	公務等給付 負担金	0.0939	—	0.0939	—	0.0939	0.0939	—	※4 0.0939	—	連5章一元化附則第 75条関係、R6.9.30 地共連年第322号
追加費用率 (標準報酬月額)			厚生年金	経過の長期	追加費用については、当該事業年度の4月1日における一般組合員（70歳以上の者を含む）について徴収する。 【関連条文：告示】				【備考】 定　　：公立学校共済組合定款 連定　：地方公務員共済組合連合会定款 法　　：地方公務員等共済組合法 令　　：地方公務員等共済組合法施行令 告示　：総務省告示 運　　：地方公務員等共済組合法運用方針 厚年法：厚生年金保険法		
		義務	19.5	2.2							
		その他	13.9	1.4							
最低限度額 (標準報酬月額)		短期	58,000								
		厚生年金・退職等		88,000							
最 高 限 度 額	短期	標準報酬月額	1,390,000		短期の標準期末手当等の最高限度額は、年度の累計額により算出する。						
		標準期末手当等	5,730,000								
	長期	標準報酬月額	650,000		長期には、厚生年金保険、退職等年金を含む。						
		標準期末手当等	1,500,000								

※1 組合員保険料と負担金分を合わせた率である。

※2 地方公共団体が負担する。

※3 組合役職員、公立大学法人の場合は徴収しない。

※4 75歳以上の短期組合員は徴収しない。

注 ・介護保険の第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の組合員である。

・厚生年金保険の第3号被保険者は、70歳未満の組合員である。

・育児休業期間中における掛金及び負担金（厚生年金保険については、保険料。）の免除の対象は以下のとおりである。

なお、免除の期間は、最長で育児休業を開始した日の属する月から当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月までとなる。

また、産前産後休業期間中における掛金及び負担金（厚生年金保険については、保険料。）も免除される。免除される対象は次のとおり。

掛 金：短期・福祉・介護・退職等年金

負担金：短期（育休・介護公的負担は除く）・福祉・介護・退職等年金

保険料：厚生年金保険料（基礎年金公的負担は除く）

・組合役職員及び公立大学法人の短期組合員については、各々の欄の短期、福祉及び介護の掛金、負担金及び育休・介護公的負担と同じであり、いずれも厚生年金保険、退職等年金及び経過的長期の掛金及び負担金等は、適用されない。